

卵子凍結支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 加齢等による妊孕性の低下に不安がある者に対して行う未受精卵子凍結（以下「卵子凍結」という。）は、将来の妊娠出産に対する希望をもたらし、女性の多様なキャリア形成・ライフプランの実現に寄与するものと考えられるが、医療保険が適用されず、経済的負担が大きい。

このため、この補助金は、卵子凍結に要する費用に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とし、その交付に関しては、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる（1）から（7）までの要件を全て満たす者とする。

- （1） 県が指定した卵子凍結に関するセミナーを受講し、修了した者であること。
- （2） 採卵を実施した日における対象者の年齢が18歳以上40歳未満であること。
- （3） 公益社団法人日本産科婦人科学会に次のア及びイの生殖補助医療実施登録施設として登録されている医療機関において医療行為を実施すること。
 - ア 体外受精・胚移植に関する登録施設
 - イ ヒト胚及び卵子の凍結保存と移植に関する登録施設
- （4） 交付申請時において山梨県内に住所を有すること。
- （5） 凍結卵子の売買、譲渡、その他第三者への提供を行わないこと。また、海外への移送は行わないこと。
- （6） 補助を受けようとする医療行為について、他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の対象とならないこと。
- （7） （1）～（6）までに掲げるもののほか、知事が別に定める要件を満たすこと。

（対象となる医療行為）

第3条 補助金の交付の対象となる医療行為は、卵子凍結に必要となる一連の医療行為（卵巣刺激（採卵準備のための投薬）、採卵、未受精卵子の凍結）とし、採卵前に中止した場合を除き、採卵後に医師の判断に基づきやむを得ず中止した場合についても補助の対象とする。ただし、不妊症と診断された者で不妊治療を目的とした卵子凍結（配偶者の男性不妊治療に伴う卵子凍結を含む。）及び山梨県がん患者等妊孕性温存支援事業の対象となる未受精卵子の凍結を除く。

(補助額及び補助回数)

- 第4条** 知事は、第2条に掲げる対象者が、前条に掲げる一連の医療行為を1回行うために必要となる費用として医療機関等に支払った総額に2分の1を乗じた額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)に対し、県内医療機関で実施した場合は20万円、県外医療機関で実施した場合は10万円を上限として補助する。
- 2 補助回数は、対象者1人に対して通算2回までとする。
- 3 入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の卵子凍結に係る医療行為に直接関係のない費用は対象外とする。

(補助金の交付の申請)

- 第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、卵子凍結支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。
- (1) 住民票の写しその他申請時に山梨県内に住所を有することを証明する書類
- (2) 卵子凍結支援事業費補助金交付申請額及び実績報告額算定表(様式第1号別紙1)
- (3) 卵子凍結支援事業受診等証明書(様式第2号)
- (4) 卵子凍結を実施した医療機関の処方により調剤薬局で卵子凍結に係る薬を購入した場合は、当該薬の領収書及び明細書
- (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、必要がないと認めるときは、前項の関係書類の一部を省略させることができる。
- 3 第1項の申請は、原則として一連の医療行為が終了した日の属する年度内に行うものとする。ただし、年度の末日が土日祝日に当たるときは、その直前の平日までに行うものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

- 第6条** 知事は、前条第1項の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定及び額を確定し、卵子凍結支援事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第7条** 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、第5条第1項の交付申請書兼実績報告書に指定のある口座に支払うものとする。

(交付決定の取消等)

- 第8条** 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金の他の用途への使用をしたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る関係書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第5条第1項の規定に基づく交付申請兼実績報告については電子情報処理組織を使用する方法（条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。）により行うことも可とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第11条 知事は第5条第1項の規定により行われた交付申請兼実績報告に係る第6条に基づく通知又は第8条第2項に基づく返還命令については、補助対象者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年10月25日から施行する。

様式第 1 号

卵子凍結支援事業費補助金
交付申請書兼実績報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。
また、同意欄に記載がある事項に同意します。

フリガナ 氏 名				
生年月日		昭和・平成 年 月 日生(歳)		
住 所		〒		
電話番号				
卵子凍結セミナー (☑してください)		☐ 県が指定した卵子凍結に関するセミナーを受講した		
過去にこの事業で 補助金を受けた回数 (☑してください)		☐ なし (今回が初めての申請 又は 過去に申請したが不交付となり一度も補助金を受けたことがない) ☐ 1回 (過去に 1 回補助金を受けた。)		
交付申請額及び 実績報告額		※様式第 1 号 別紙 1 『卵子凍結支援事業費補助金交付申請額及び実績報告額算定表』の【⑥交付申請額及び実績報告額】を記載。 円		
振 込 先	金融機関名	※申請者本人の口座を記入 銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所		
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号 ※7 桁	
	口座名義人 ※申請者名義	※カタカナで記入		
同 意 欄	次の事項について、同意します。 1. 凍結した卵子の売買・譲渡・その他第三者への提供を行わないこと。 2. 凍結した卵子の海外への移送を行わないこと。 3. 上記 1 及び 2 の事項に違反した場合、山梨県から交付された補助金を全額返還すること。 4. 山梨県が本申請の審査に関して関係機関への照会や情報提供を行うこと。			

◎裏面に記載の書類を添付して提出してください。

[裏 面]

【添付書類】

次の書類を添付して提出してください。

- ① 住民票の写し(その他住所を確認できる書類)
 - ・申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
 - ・マイナンバーの記載は不要です。
- ② 『卵子凍結支援事業費補助金
交付申請額及び実績報告額算定表』 (様式第1号 別紙1)
- ③ 『卵子凍結支援事業 受診等証明書』 (様式第2号)
※医療機関記入
- ④ [院外処方により薬を購入した場合] 薬の領収書及び明細書
 - ※ 卵子凍結を実施した医療機関の処方により調剤薬局で卵子凍結に係る薬を購入した場合は、当該薬の領収書及び明細書を提出してください。
 - ※ 院内処方により薬を購入した場合は、上記③受診等証明書の領収金額に薬代が含まれますので、領収書及び明細書の提出は必要ありません。

卵子凍結支援事業費補助金 交付申請額及び実績報告額 算定表

受診等証明書の【領収金額】	_____ 円	①
[院外処方の場合] 薬の領収金額合計 (添付した領収書の合計額) ※院内処方の場合は①の受診等証明書【領収金額】に薬代が含まれているため記載不要です。	_____ 円	②
補助対象経費 [① + ②]	① + ② = _____ 円	③
補助率: 1/2 [③ × 1/2]	③ × 1/2 = _____ 円	④
補助上限額	県内医療機関で実施した場合… 20万円 県外医療機関で実施した場合… 10万円	⑤
交付申請額及び 実績報告額	④と⑤を比較して少ない方の額 (1円未満切り捨て) _____ 円	⑥

○提出期限: 医療行為が終了した日の属する年度の 3月31日まで です。

※3月31日が土日祝日の場合には、その直前の平日を提出期限とします。

【注意事項】

医療機関が記載する『卵子凍結支援事業受診等証明書(様式第2号)』等の添付書類の提出期限についても3月31日までとなります。

◎証明書の取得には数週間かかる場合がありますのでご注意ください。

※年度末に医療行為が終了した場合、3月31日までに証明書の発行が間に合わず申請できないおそれがありますので、計画的に実施してください。

○採卵前に中止した場合は補助対象外となります。

[裏 面]

《対象者》

次に掲げる①から⑥までの要件を全て満たすこと。

- ① 県が指定した卵子凍結に関するセミナーを受講し、修了した者であること。
- ② 採卵を実施した日における対象者の年齢が18歳以上40歳未満であること。
- ③ 公益社団法人日本産科婦人科学会に『体外受精・胚移植に関する登録施設』及び『ヒト胚及び卵子の凍結保存と移植に関する登録施設』として登録されている医療機関において医療行為を実施すること。
- ④ 交付申請時において山梨県内に住所を有すること。
- ⑤ 凍結卵子の売買、譲渡、その他第三者への提供を行わないこと。また、海外への移送は行わないこと。
- ⑥ 補助を受けようとする医療行為について、他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の対象とならないこと。

卵子凍結支援事業 受診等証明書

下記の者については、未受精卵子の凍結を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名
(自署又は押印)

《医療機関記入欄》		記	
(ふりがな) 受診者氏名	()		
受診者生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)		
補助対象者確認 (☑してください)	☐ 不妊治療を目的とする者ではない。 ☐ がん患者等妊孕性温存支援事業(小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業)の対象となる者ではない。		
補助対象施設確認 (☑してください)	☐ 日本産科婦人科学会に次のア及びイの生殖補助医療実施登録施設として登録されている医療機関である。 ア. 体外受精・胚移植に関する登録施設 イ. ヒト胚及び卵子の凍結保存と移植に関する登録施設		
今回の卵子凍結に係る 医療行為の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
事前検査の実施確認 (☑してください)	☐ 卵子凍結の実施にあたり、将来の妊娠・出産に関わる検査(甲状腺機能、感染症、AMH等)を行った。		
採卵を実施した日	年 月 日		
未受精卵子の凍結保存	凍結できた(個) ・ 凍結できなかった		
領収金額	[今回の未受精卵子の凍結保存にかかった金額(保険適用外)に限る。] 領収金額 円		

《医療機関の方へ》

- ・領収金額に含めることができる施術は、医療保険が適用されない次の施術です。
1 卵巣刺激(採卵準備のための投薬) 2 採卵 3 未受精卵子の凍結
- ・入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の卵子凍結に係る医療行為に直接関係のない費用は対象外です。
- ・採卵に至らなかった場合は対象外です。
- ・不妊症と判断された方が実施する不妊治療を目的とした採卵及びがん患者等妊孕性温存支援事業(小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業)の対象となる採卵は本事業の対象外です。

第 年 月 日
(申請者) 様

山梨県知事 氏 名

卵子凍結支援事業費補助金
交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった卵子凍結支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

交付決定額 金 円

交付対象となる
医療行為の実施期間 年 月 日～ 年 月 日

交付回数 回目

- 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 補助事業に係る関係書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。